



令和8年3月24日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

《東三河初》

豊川市犯罪被害者等支援条例を施行します

～あわせて犯罪被害者等支援金給付を開始します～

市では、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を始め犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の生活の再建等を図り、もって市民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指すため、令和8年4月1日に豊川市犯罪被害者等支援条例を施行します。

記

- 1 条例名 豊川市犯罪被害者等支援条例
- 2 施行日 令和8年4月1日
- 3 条例の内容
 - 第1条 目的
 - 第2条 用語の定義
 - 第3条 犯罪被害者等支援に関する基本理念
 - 第4条から第6条 市、市民、事業者の責務
 - 第7条から第11条 市の施策
- 4 支援金給付について

同日、豊川市犯罪被害者等支援金給付要綱を施行します。

この制度は、令和8年4月1日以降に発生した犯罪の被害者やご遺族に対し、経済的負担の軽減を図るため支援金を給付するものです。

※詳細は別添のチラシをご確認ください。

【市ホームページ掲載ページ】

ID 28557 豊川市犯罪被害者等支援条例について

ID 20304 犯罪被害者等支援（総合的対応窓口など）

【お問合せ先】

豊川市役所 市民部 人権生活安全課 人権推進係 清水、橋爪

TEL:0533-89-2149

Eメール: jinken@city.toyokawa.lg.jp

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ

豊川市犯罪被害者等支援金について

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族または重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るため支援金を給付し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援します。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

対象となる犯罪行為

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為

※令和8年4月1日以降に発生した犯罪被害(過失犯除く)に限ります。

支援金の種類・給付額・給付対象者

遺族支援金 30万円

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する第1順位遺族

(事実上の婚姻関係にあった方、豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった方を含みます)

重傷病支援金 10万円

犯罪行為による負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された、市内に住所を有する犯罪被害者の方

精神療養支援金 2万5千円

犯罪行為によって療養に要する期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された、市内に住所を有する犯罪被害者の方

申請期限・その他

- 犯罪被害を知った日から1年を経過したとき、または犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは申請することができません。
- 対象となる可能性がある方は、まずはお電話にて人権生活安全課へご相談ください。

問合せ・申請窓口

豊川市 市民部 人権生活安全課

電話：0533-89-2149

メール：jinken@city.toyokawa.lg.jp



支援金について
市ホームページはこちら



相談窓口について